

第七節 物部川堤防事件

明治十九年(一八八六)は暴風雨の襲来が頻繁で、高知県が八月二十一日・九月十日・同十七日・同二十四日の被害状況をまとめている。⁽¹⁾それによると、「人死四〇・傷七〇、家の全半壊・流失・大破計二二五七五、土蔵納屋同前二八九四二、堤防四一六一箇所、道路三五二〇箇所、橋梁流失八六五・破損四七三三九、井堰一九八一箇所」等で被害が相当大きかったことが知れるが、同年九月十四日『土陽新聞』に「物部川の堤防も去る十日の洪水に三百間(五四三畝)と百五十間(二七一・五畝)の二箇所決裂」とあり、この三〇〇間は西岸竹が端、一五〇間は東岸仁尾島である。⁽²⁾西岸は立田・田村・物部・下島・久枝各村を濁流に巻き込んで前浜村に至り、東岸は深淵村の田地が押し流される状況であった。⁽³⁾物部川堤防決壊は、文化十二年(一八五五)、竹が端決壊のいわゆる「亥の大変」以来の大惨事であったのである。

この堤防決壊による修繕のことで大事件が起こるのであるが、まず堤防修繕のことについて、従来の経過を見てもよい。

堤防修繕の 物部川堤防修繕について、藩政期は「七郡共通支弁の藩庁直営」⁽⁴⁾とされるが、その実態については経過の 詳細は不明である。明治四年県治事務章程第一二条に「堤防橋梁ヲ修築シ」とし、また「非常ノ破損遷延シ難キ事及瑣小ノ修繕ハ此限ニアラズ」とあり、常備金規則で「第二常備金ハ管下堤防橋梁道路等難シ捨置ニ急破普請等ノ入費ニ可充事」と規定される。これによると堤防修繕は県治事務と明文化されるが、同年十二月二日太政官布告第六三二号で「從來公費ニ関スル堤防橋梁等ノ修繕」⁽⁵⁾についての実施要領が示されている。

これによって考えられることは、県治事務章程にある堤防修繕は、全面的河川の堤防修繕を意味するものではない。

く、公費に関するものと、民費のものが存在したと解釈される。したがって、旧藩時代でも藩費直営のものと同関係人民負担のものがあったと考えられるのである。それは堤防修繕ではないが、岸本井流の掘削および香宗川流路変更(元治元年)の工費は、それぞれ地元負担で行われた事実⁽⁶⁾をみていえるところであろう。

次に県は明治七年「堤防規則」を制定する。その第一条に、

大川洲堤防並港浦々海辺波囲堤。則之部ニ付修築旧来之通。

本田・新田用悪水井流水門築築池は三則ニ相当ニ付、今後民費ヲ以修築。

とあって、この布達によって公費・民費の負担区分が明示されたものと考えられるが、民費といってもそのときどき関係人民のみが負担するものではなく、民費賦課方法が県より布達され、その賦課基準に従って毎年村々で人民より徴収し、県に納入しなければならないことになっていた。人民にとっては一種の税金と同一視されていた。ただ、工事実施にあたり、その費用が規定により公費で賄われるものと、徴収した民費が充当されるものと相違があっただけのものである。

ところで右条文の二則・三則により負担区分が分かれていたと解釈されるが、実はその二則・三則がどのような内容のものか史料未見のため不明である。物部川がこの両則のいずれに入っていたか、また「修築旧来之通」とされるが、その「旧来」がどのような規則によって実施されていたものが不明であり、具体的な物部川堤防修繕方法の実態についてはわからない。『ある自由民権運動者の生涯』(崎山信義)では「明治七年(中略)関係町村の自弁に移され、関係町村は組合を作って、自治的にその管理に当ることとした」とあって、これによると「堤防規則」により、物部川が民営管理と決められたのではないかと推測されるが、「堤防関係の費用について、官民の負担区分がどうなっていたかわかっていない」と記されるように、実情の確然把握は史料欠如の現在、不能としなければならない。しかし明治九年三月五日子乙第三五号で民費金の徴収方法を変更しているが、それに

は「貢米碓石ニ付碓銭六厘、但明治九年分堤防臨時修繕手当金」と記され、また同年十二月十八日子甲第一五四号で民費・区費課法仮定措置が布達される中に、「一嘗繕費道路堤防費除ク」等の記事が見えるところから、堤防修繕費は民費中で徴収した事実は認められる。

次に明治十一年地方税規則(8)が公布され、第三条の地方税をもって支弁すべき費目に「河港道路堤防橋梁建築修繕費」が設けられ、同条但し書として「町村限及区限ノ入費ハ、其区内町村人民ノ協議ニ任せ、地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラズ」とされたが、この「人民協議」はいわゆる協議費のことで、従来の民費に相当するものである。県は明治十二年一月四日乙第三号で協議費をもって支弁すべき種類の概目一七を布達しているが、その中には堤防修繕に関する費目が示されていない。また明治十三年地方税規則が改正され、第三条地方税をもって支弁すべき費目のうちに「土木費」「区町村土木補助費」が新設され、前規則の「河港道路堤防橋梁建築修繕費」が消滅している。このため「区町村土木補助費」として堤防修繕に補助金が出されることになったと判断されるが、以上の経過よりして、地方税法施行によって堤防修繕費支弁方法になんらかの変更があつたと推察されるが、実際のところは不明である。

ところで、明治二十年二月十五日県会の「町村土木補助費第一次会」質疑応答記事(9)によると、堤防修繕費として地価の一〇〇分の三を徴収し、その徴収額では堤防修繕費用に不足を生ずる場合、その不足する額を県が土木補助費から補助するもので、これは明治十六年からの実歴と明治十九年度決算の精神に基づき、明治二十年度の土木補助費を計上したと県担当官が答弁している。つまり地価の一〇〇分の三を関係人民から徴収して堤防修繕費に充てたもので、いわゆる旧来の民費に相当するものであろうと考えられる。それでなおかつ不足する額を公費である「土木補助費」より支出して補助するということで、すなわち、物部川堤防修繕は主体が民間費用で賄われていたと結論付けられるのである。明治七年以降恐らくこの方法が取られていたと思われるけれども、確証

史料欠如で断言できないものの、少なくとも明治十六年以降はこの方法が取られていたことは間違いないところである。

それをさらに証するものとして、次の史料を掲げよう。

番外第九号

香美郡大谷村惣代 野口繁松

高橋萬次

香美郡片地村外十ヶ村ノ内、全村又ハ、或部落民発起者トナリ、物部川堤防築造修繕費支弁組合設立ノ為メ集会ヲ要セシ
ニ、其村ニ於テ該集會ニ不レ応ラ以、発起者ヨリ之ガ裁定ヲ願出、依テ之レヲ常置委員会ニ付シ、其決議ニ依リ裁定スル
左ノ如シ。

一 其村ニ於テハ野市村堰ノ上ハ井及下タ井兩用水ノ為メ水利ヲ受タル土地ヲ所有セル者ニ限り、物部川筋東岸堤防片地
村ノ内字高樋(即チ上井口ナリ)ヨリ川南、全部深淵村ト野市村トノ界ニ有レ之過水吐キニ至ルノ堤防ニハ關係有レ之モ、発起村ヨリ
申立ル所ノ全体(全カ)ノ堤防ニハ關係ナキモノトス。

右相違候事。

明治十六年九月十五日

高知県令 田 辺 良 顯

〔武市家文書〕

片地村外十ヶ村で物部川堤防築造修繕費支弁組合が、明治十六年設立発起されたことがわかるが、もちろんこの組合設立は県の指導によるものと思われる。右史料は大谷村がこの設立に参加しなため、発起者より県に出された訴書の裁定状である。この史料は、当時物部川堤防修繕費が民間費用によって賄われていたことを実証するものである。

事件発端の、差し当たり暴風雨による物部川堤防決壊箇所修繕対策であるが、前述のように同川堤防修繕費負担の経過よりして、まず地元人民よりの賦課金徴収により費用調達が前提条件となるが、その方法として「区町村会法」が適用される。同法は明治十三年に公布され、⁽¹¹⁾同十七年に改正⁽¹²⁾されているが、改正されたものの関係条文を示すと、

第十三条 府知事・県令ハ、数区町村ニ関涉スル事件アルトキ、其区域ヲ定メテ聯合区町村会ヲ開設スルコトヲ得。
第十四条 府知事・県令ハ、水利土功ニ関スル事項ニシテ、区町村会若クハ聯合区町村会ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキハ、特ニ其区域ヲ定メテ水利土功会ヲ開設スルコトヲ得。

である。当時県の態度としては、水利土功会組織となると、水路の利便を受けるものと、兩岸の堤防によりその損害を免れるものとを合わせてその区域として、その性質上井堰・水路・堤防の三土功に関する事件の評議となる。しかし、水路と井堰に関しては別に数百年来の慣行法があつて、いまその慣行を無視して分水・修築・井堰のことを一括して評議することは、旧来の慣行法を破棄する恐れが多分にあり、また分水等について仮に評決できたとしても、人民は旧来の慣行を主張して容易に承服せず苦情・紛争は必然的である。故にこの際は、井堰・水路に関する事項は古来の慣行法により、堤防に関する事項のみの会議とするという方針⁽¹³⁾のもとに、法第一三条を適用して聯合町村会組織と決め、暴風雨直後の明治十九年九月二十日、知事田辺良顕は県令第五七号を布達する。この県令布達文は未見であるが、前後事情を伝える史料より推測すれば、恐らく「堤防修繕のため、香美・長岡両郡の水利に係る物部村外三五カ村をもつて組織し、香美郡長管理の聯合村会を開く」という意味のものではなかつたかと思われる。

この聯合村会区域と定められた物部村外三五カ村の各村名は布達文未見のため判然としないが、史料により確認されるものとして、香美郡では母代寺・父養寺・深淵・大谷・西佐古・野市・吉原・久枝・物部・前浜・田村・立田・金地・蔵福寺・片地の諸村、長岡郡では浜改田・大埦・篠原・野田・西野地の各村があげられている⁽¹⁴⁾。

ところで右各村のうち、例えば母代寺・大谷・西野地各村等のように、物部川堤防決壊による被害を直接受けていなく、また母代寺・大谷村は用水を烏川から受け水利面でも物部川とは無関係のものがあつて、これが一律に聯合村会区域に指定され、分担金を徴収されることには不満があつて、「水利のことはよろしく水利土功会に於て議すべし。聯合村会をもつて費用支弁は頗る不当処置」と異論が出る。つまりこれら各村は法第一四條の適用を唱えるもので、共通事情にある各村の同意があつて結集され、自由民権家の扇動が加わり、県と真っ向から対決することとなる。要約すると、この事件発端原因は県令第五七号そのものにあつたのである。

事件経過概要 県令第五七号に基づき香美郡長桐島祥洋は、明治十九年十二月十日聯合村会を香美郡役所で開催と告示する。これに先立ち聯合村会議員選挙が行われ、全当選議員名全部は不明であるが、史料

に出るものを拾うと、武市安哉(大篠村)・溝淵静閑(同)・岩田丑太郎(立田)・中内庄三郎(加茂村)・弘光祐位・近森宗明(野市村東野)・池知春水(西野地村)・山本繁馬(岩村)・島内武重(物部村上岡)らの名が見える⁽¹⁵⁾。

聯合村会は十々十二日の三日間であつたが、議案は物部川修繕費として、明治十九年度臨時支出金一五六九二円を三六カ村の土地・家に賦課し、地租一円につき一六錢六厘、一戸につき一〇錢というものである。

会議では賛否両論が対立し、二百余人の傍聴席からは野次・怒号が飛び交い騒然たる状態であつた。第三日目になつて、武市・溝淵・池知・近森・中内・山本ら自由派議員は「本議案は本会に於て議すべき性質のものに非ず、水利土功会の部内に属する」と廃案説を主張、島内は「堤防大破を其假に差置き、水利土功会杯と唱ふるは道義心なき偏理論」と、被害を直接受けた者として堤防修復優先論を述べた。また岩田は「原案は法律上より成立せる適当にして完全無欠」と、これまた直接被害者の立場から原案支持を唱え、弘光も岩田論に賛成の意見を

陳述する⁽¹⁶⁾。

採決の結果、反対二〇、賛成九で、ついに廢案となる。この賛成九は島内・岩田・弘光ら直接被害を受けた村の代表で、広域指定となれば自己負担が軽減されるという下心もあったとは思われるが、現実の問題として、堤防決壊がそのままであることは再度被害の恐怖がある訳で、何はともあれ堤防修復を第一義と考へたことは間違いない。それに反して直接被害のない他の反対二〇の議員は、金銭的負担の累の及ぶのを嫌ったもので、利害を伴う立場の相違が歴然と表れた結果であろう。

ところが、知事はこの聯合村会決議を権限をもって不認可処分とし、「原案どおり施行」を香美・長岡両郡長に令達した。これによって各村総代・関係者は処分を不当として請願書を知事に提出と決め、上程委員に武市安哉・坂本直寛を選出したが、この請願に先立ち、明治十九年十二月二十七日、請願援護のためと称して香・長両郡民約三〇〇〇人が県庁に集結した⁽¹⁷⁾。山本正心・中内庄三郎ら代表が知事と面会したが、修繕費徴収にあたり物部川に関係なき箇所は書面をもって上申すれば十分詮議をなすとの知事返事を得て、ひとまず群衆は鏡川に移動、代表者らの説明を受けて帰郷した。

請願書は明治二十年一月二十日、関係農民一五七三人連署のもので、請願総代武市安哉・山本正心・溝渕静閑・坂本直寛の四人によって提出されたが、同年二月四日、知事は請願総代人を召換して、

彼ノ堤防修繕ニ関スル事ハ、既ニ聯合会ノ方針ヲ以テ且下其事件ニ着手中ナレバ、今更ラ之ヲ取消ス訳ニモ参リ難シ。此故ニ水利土功会ノ区域調査方ハ已ニ部長ヘモ内達シ置キタレバ、早晚何分ノ運ビニ至ル可ケレバ、今回丈ケハ先ヅ聯合会ニ服従セヨ。

『土陽新聞』明治二〇・二・一八

ということ、「書面請願の趣聞屈難候事」と朱書し却下された。

右のような状況下、郡役所の指示により各村に物部川修繕費徴収切符が配付されたが、母代寺・大谷・野市各村は、聯合会の否決と請願中を理由に切符を返納した記事が見える。野市村の史料を示そう。

聯合村費徴収猶予願

昭和十九年度聯合町村費物部川堤防臨時修繕費トシテ、本月卅一日限り御徴収御達ニヨリ、所轄村役場ヨリ切符配付相成候處、其成立ノ基礎、全年九月第五十七号令達ノ物部川外三十五ヶ町村聯合会即物部川堤防費支出算議案ヲ、私共撰擧ニ成立タル議員ヨリ否決シタルモ、其評決ヲ御採用無之、原案通り施行ノ旨被ニ相達ニ、私共思考候ニ満足難シ、致事情有之、就テハ請願規則ニヨリ請願仕有之候間、請願之主旨貫徹候迄御猶予相蒙リ度、最モ村費ニ関シ不服アリ共上納スベキ云々ノ御成規ハ承知仕居候得共、前陳請願中、特ニ本月ハ第四期租金上納ノ為メ私共收穫米高七歩通りヲ売却シ、客年数度ノ風害ニ依リ農産物ノ損失モ不_レ少、甚ダ困難ノ場合ニテ、余程食料手当ニ困リ弥々難儀ノ際候間、特別寛大之御評議振リヲ以、右徴収御猶予相蒙リ度、不_レ得_レ止連印ヲ以此段奉_ニ懇願_一候也。

明治廿一年一月卅一日

〔武市家文書〕

とあるが、三月三日付け『高知日報』によれば「佐古村八ヶ村(戸長役場母代寺)物部川堤防修繕費も今日に至りては最早や皆納し、誰一人公売処分_ニ遭_ラぬものなし」と記すので、大谷・母代寺両村も方針を変更して納付したことであろう。県・郡役所は強制的に財産取り調べを行い、公売処分_ニ付する意向を固め、片地村や長岡郡大涌・篠原両村でも抵抗を押し切_つて徴収を強行し、公売処分_ニかかり財産取り調べを受けた者数百人という状況であったので、大谷・母代寺・野市各村でも強制措置がとられたのではないかと思われる。

こうした状況の中で、農民たちは県の処置を不服として、武市・坂本を再び請願総代人に選び、内務大臣に聯合会取り消しを求める請願書を提出することとなり、武市らは二月二十五日浦戸出発、三月二日に着京、同八日内務省に出頭請願書を提出したが、簡単に却下された⁽²⁾。田辺知事も上京中で、面会した末松泉治局長から田辺知

事との話し合いを勧められ、いったんは辞退した。しかし「苟しくも本官の面前で約束したものは間違いない」という県治局長の仲介で、知事代理後藤農務課長と会談し、联合会を変じて水利土功会とする確約を取り付け、県治局長の立会証明まで受けたが、台風時期の八月に至っても県は何ら処置するところがなかった。こうした状況は農民の焦燥感をあおるばかりで、联合会の反対派・賛成派入り乱れての県および郡役所への陳情督促が相次いで行われた。その状況を列挙すると、

○八月二十三日、一六ヶ村総代近森宗明ら一三名県庁訪問（『土陽新聞』明治二〇・八・二四）
 ○八月二十六日、西佐古等被害二ヶ村惣代岩田丑太郎・横田喜八（深淵村）等二七名県庁訪問（『高知日報』明治二〇・八・二七）

○八月二十六日、母代寺外五ヶ村総代徳田熊太郎外八名香美郡役所訪問（『土陽新聞』明治二〇・九・一）
 ○九月五日、片地・野市等数村人民約三〇〇名桐島郡長に面接（『土陽新聞』明治二〇・九・一一）
 ○九月八日、深淵村等被害八ヶ村総代岩田丑太郎・島内守前外九名桐島郡長と問答（『高知日報』明治二〇・九・一一）

こうした新聞記事が見え、その状況詳細をみるに、聯合村会反対派（以下間接派と称す。主として『土陽新聞』記事）は、水利土功会組織のための区域調査の遅延詰問と実行を迫り、かつ、従来陳情より得たる県庁・郡役所問の答弁相違点を指摘してその場逃れの言辭と決めつけ、取り組み姿勢のあいまいさに対して不信感を吐露して論難する。また聯合村会賛成派（以下直接派と称す。主として『高知日報』記事）は、聯合村会は法定のものにかかわらず、堤防修繕費も議定せず、工事施行を荏苒遷延する理由を詰問、直ちに会議再開を主張している。

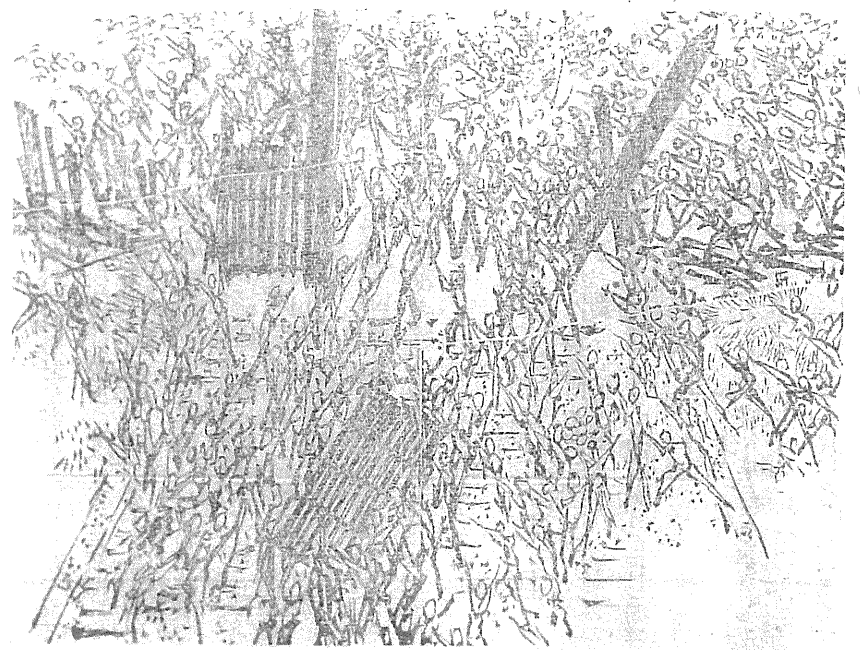
当時の新聞記事によると、長岡郡では水利土功会区域調査も終わり、県に対して上申手続きの段階に至っていたように、長岡郡の場合物部川とは関係が薄い地区で、その作業も順調に進行したと思われる。香美郡の場合は間接派多数・直接派少数で、しかも堤防修繕が緊急事として要望される場合、前回開催の聯合村会の経緯からみても、郡当局の対応策遅延は十分考えられるところである。

九月五日、片地村ほか数村農民が桐島郡長と面接の際、郡長は九月十日までに水利土功会区域調査を知事上申予定を返答したのち、「堤防修繕箇所あり、その費額は凡そ百円で、これがため臨時町村会開催を見込んでい」との言に、農民たちは不都合である、町村会開催は不可と激高し、議論応酬で物別れとなった。九月二十日、武市安哉らはこのことを取り上げ、県に対して聯合会開催中止処置を要請したが、桐島郡長は強硬姿勢を崩さず、九月二十六日夕刻「明朝臨時聯合村会開催」の抜き打ち的召集状を各議員に送達した。

九月二十七日朝になって会場が急ぎょ第一高等小学校（現城山高校位置）に変更されるが、さきに片地村ほかの農民三〇〇人と郡長との会談の節、郡長より堤防修繕費およそ一〇〇円の提議の話があったものが、会議前日二十六日には千余円、さらに会議当日は三千五十余円に膨張の情報が伝えられた。反対派の激高状態のなか、しかも郡長不出席で、岩田丑太郎（立田）議員が郡長指名で議長となるに及び、反対派議員は議長代理承認の無手続きと前年度精算報告が議題外のことを唱えて議場が紛糾し、加うるに数百の群衆が議場入り口に押し掛け混乱する等で、議長は拾取できなくなりいったん休憩。午後は郡長が出席、警官出張して抜刀で整理したが、騒然のなかでひとまず会議を終わり、翌日郡役所にて開議を宣した。²³

翌二十八日、郡役所の門を閉ざして警官を配備し、群衆の役所立ち入りを禁止して開議したが、群衆は前日に増して約二〇〇〇人となり、会議傍聴を叫んで警官と押し問答のうち、門扉を押し倒し乱入となる。その状況は次のように伝えられた。

人民等は愈々郡長の処置を訝り、せめては一度なりとも面晤して其理由を問はんと、揉んで詰寄するハズミに門戸柵垣は見るうち破壊し、無数の人民は一時にドットなだれ込みしより、警吏は最早如何ともする能はず、急ニ庁内に引揚げて又々内より警衛せしも、勢込んだる人民等は或はガラス戸を損壊する者あれば、或は器物を抛擲する者ある坏、激昂の情益



群衆香美郡役所襲撃の図（『土陽新聞』明治20.9.30）

々其度増加したり。

（『土陽新聞』明治二〇・九・三〇）

反対派議員は乱入人民の法網に触れ捕縛されることを恐れて、議事中止を申し立てたが郡長は応ぜず、ために議員は退席届を差し出し、ひとまず群衆を海浜まで退去させ、議員溝渕静閑の議事状況報告でようやく鎮静した。二十九日、中内庄三郎・池知春水ら反対派議員一二人は県庁に至り、山田書記官に当日の状況を述べて議事中止を請求したところ、同書記官は直ちに郡長に中止を演達するとの回答を得た⁽²⁴⁾。

しかしその後、直接派の代表岩田丑太郎・横田喜八ら一〇人が県庁に出頭、山田書記官の会議中止演達を不当として詰問するに、同書記官は参考のため中止するよう照会しようと返事したまでとの回答があり、詮議のうえしかるべく取り計らうと言

ったと報ぜられている⁽²⁵⁾。思想的に相反する新聞社の記事で、いずれが真相に近いかは不明である。その後直接派の聯合村会開催を迫る記事が二、三見え、十二月一日、直接派の物部村ほか一四カ村有志三〇人と山田書記官との問答記事⁽²⁶⁾では、過般の臨時村会提案の修繕費三千余円が、知事裁断で一三〇円に減額されたことに対する直接派の不満表明が記されている。臨時会で郡役所に群集した直接派人員は村民の発意によるものではなく、郡長や郡書記池上平⁽²⁶⁾が世論をつくれとの指示により集合したものであることを代表が述べているので、暴動化した群衆は主として間接派農民で、『土陽新聞』が報ずる二〇〇〇人⁽²⁶⁾が全部暴動に参加したものではないと思われる。

事件の結末

明治二十年九月の臨時聯合村会暴動事件以来、直接派・間接派相互に主張を異にした陳情運動記事が見え、なおこの状態は数カ月継続された。その間、県・郡共に水利土功会組織に関する調査⁽²⁷⁾その他の措置が進行していたとみえ、明治二十一年二月十一日に水利土功会議員選挙会を郡役所で挙行、当選議員により同十八日水利土功会が開催される。議員名をあげると、

岡田松三郎・山本金五郎・長尾重光・甲藤馬太郎・弘光祐位・岩田丑太郎・山本修次郎・東川作吉・山本正臣・近森宗明・竹村与根吉・関田可通・小松寛七・奴田原数馬・住江誠房・横田喜八・田村 右・宮地元治・池知春水

で当初は傍聴禁止、十九、二十、二十一日は出席過半数に満たないため開会に至らず、二十三、二十四の二日間

で明治二十年度徴収支出予算を審議して閉会となったが、堤防修繕については次のとおりであった。

村名	修繕箇所数	修繕費
片地村	一〇	三五三・二六六
山田村	二	二九三・八二五
岩積村	四	一〇〇三・二

戸板島村	七	一五六	七六	〇
父養寺村	三	二三三	九四	〇
深淵村	四	二二二	二五	五
野市村	六	四五	五〇	四
物部村	一	四七三	五三	六
吉原村	七	一一〇	八一	四
蔵福寺島村	七	一四六	八七	七

右に要する人夫役賃一五銭の見込、六一八五人九歩役。

〔高知日報〕明治二一・二・二六

また課目課額は、

地租割	片地村外十五ヶ村	一円に付二銭七厘
	田村外四ヶ村	二銭三厘
	金地村外十一ヶ村	一銭八厘
	野市村外九ヶ村	一銭六厘

〔高知日報〕明治二一・二・二九

である。右によると水利土功会組織村数三九カ村で、聯合村会組織当時三六カ村より三カ村多いが、結果においては前組織とほぼ同様区域が、組織名称が変化したのみという状態で落着いたことを考えると、二カ年にわたる大騒動は果たして何のためのものであったかというむなしさが残る。民権家により指導の間接派が主唱した、聯

合町村会に反対し水利土功会を組織すべしという目的達成は事実として認められるが、そのもたらされた結果は前述のごとく、依然旧態と大した変化がなかったのである。ただ課目課額に示すとおり、直接村と間接村との分担金の格差が決定した程度で、間接村とでもその分担を免れることはできなかったのである。

また野市村の場合、同村東野出身の聯合村会議員近森宗明は間接派側として行動し、聯合村費徴収に応ぜず切符を返納のことは前述したが、水利土功会組織で堤防修繕箇所六が決定の事実をみると、同村中の物部川に接近する地区や下井地区に相当被害があったと推察され、必ずしも全村一丸となった間接派行動ではなかったと考えられ、これらの地区は直接派に属したことは十分想像できるものである。

以上により物部川事件は一応解決となり、数年間は水利土功会により管理運営されることとなるが、以後の推移については稿を改めて記述しよう。

注

- 1 『皆山集』巻五九。
- 2 『物部川の解剖』五五ページ。
- 3 明治十九年九月二十一日『土陽新聞』。
- 4 『物部川の解剖』六二ページ。
- 5 明治四年十一月二十七日太政官布告第六三三三号。
- 6 『香我美町史』上巻参照。
- 7 明治七年二月二十四日戊第五七号。
- 8 明治十一年七月二十二日太政官布告第一九号。
- 9 明治十三年四月八日太政官布告第一六号。
- 10 明治二十年二月七日『土陽新聞』。

- 11 明治十三年四月八日太政官布告第一八号。
- 12 明治十七年五月九日太政官布告第一四号。
- 13 『土佐国民情一斑』。
- 14 『物部川堤防事件』三ページ。
- 15 明治十九年十二月十二日、十四日、十七日『高知日報』。
- 16 明治十九年十二月十七日右同。
- 17 明治十九年十二月二十八日『土陽新聞』。
- 18 『ある自由民権運動者の生涯』(崎山信義)。
- 19 明治二十年一月三十日、二月二日『土陽新聞』。
- 20 明治二十年二月三日、五日右同。
- 21 『土佐国民情一斑』。
- 22 明治二十年九月二十一日、二十二日『土陽新聞』。
- 23 明治二十年九月三十日右同。
- 24 明治二十年九月三十日右同。
- 25 明治二十年十月二日『高知日報』。
- 26 明治二十年十二月二日右同。
- 27 明治二十年二月十五日『土陽新聞』。
- 28 明治二十一年二月二十一日『高知日報』。

第五節 水利問題

物部川水害
予防組合

物部川事件で聯合町村会が廃止となり、物部川水利土功会が設置されたことは先述したが、水利土功会に変更以後の史料を欠くのでその経過状況は不明であるが、明治二十六年四月六日『土陽新聞』に、

行政訴訟の對面 香美郡長に對する物部川水利土功会告示取消行政訴訟の對審は、来る十七日開廷せらるゝに付、香美郡書記小松正齡氏は郡長代理として上京を命ぜられ、本日發途上京の由。

とあり、訴訟内容は不明であるが水利土功会と香美郡長との争訟に間違いなく、これによつても決して順調な経過をたどつたとは考えられない。またこの對審結果についても史料を欠くので不明である。

ところで政府は「水利組合条例」(明治二十三年六月)を公布する。総則第一条に、

府県税又ハ郡費ノ支弁ニ屬セル水利土功ニ關スル事業ニシテ、其利害關係ノ区域、市町村ノ区域ト符合セザルモノ、又ハ符合スト雖、二市町村以上ニ渉ルモノニシテ、特別ノ事情ニ依リ市町村若クハ町村組合ノ事業トナスコトヲ得ザルモノアル場合ニ於テハ、此法律ニ依リ水利組合ヲ設置スルコトヲ得。

とあり、組合は次の二種とされた。すなわち、

普通水利組合 用悪水等専ラ保護ニ關スル事業ノ為設置。

水害予防組合 水害防禦ノ為ニスル堤防・浚渫・砂防等ニシテ、普通水利組合ノ事業ニ屬セザルモノノ為ニ設置。

と定義づけられる。これにより物部川水利土功組合は解散し、明治二十七年一月二十六日物部川水害予防組合が結成されたが、その組合町村は、片地・佐古・吉川・明治・岩村・立田・田村・三島・前浜・野田・後免・大

篠・三和・稻生の一四カ町村で、明治二十年、物部川事件当時のいわゆる直接村と称せられた町村が主となり、現野市町区域では旧佐古村のみが該当村となっている。

ところで、この水害予防組合結成前の明治二十六年七月七日「野市村外各村農民三千人、物部川水害予防組合の件で県庁に押掛け」た事件が起きる。野市村はもちろん水害予防組合加入村ではないが、そのことより考えられることは、この県庁へ押し掛けた村々は物部川事件当時の間接村に属する村々で、この騒動時点では、こうした間接村も水害予防組合加入を強制されていたもので、その反対のための陳情運動であったと思われる。水害予防組合結成については、かつての物部川事件当時の聯合村会と同様の紛議があり、順調な発足ではなかったと考えられる。

もちろんその結果、野市村は上井・下井に各普通水利組合、また富家・香宗両村は合同の普通水利組合が結成される訳であるが、組合費は、普通水利組合が土地賦課に対し、水害予防組合は土地および家屋に賦課ということになっていた。

明治二十九年四月八日法律第七一号で「河川法」が公布されたが、この法律にいう「河川」とは「主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定」するもので、物部川は認定河川とはならず、依然水害予防組合の水利土功事業負担が続行されたのである。しかし、大正十一年七月二十七日、物部川の河川法準用河川認定が契機で、昭和四年度から県費支弁に変更となつて、久しかった負担からは解放されたが、そのことにより組合の存在理由を失い解散となつたのである。

片地・佐古村
水害予防組合

明治三十年は大洪水によつて物部川兩岸数カ所が大被害を受け、佐古村は父養寺宇土居ノ下ヨリツバヤ間の堤防が決壊した。兩岸で決壊箇所が多かつた関係と思われるが、この佐古村決壊

箇所は、關係の深淵・仁尾島・父養寺三部落による責任請負修築工事(工費一万元)となり、高橋成章・岡田兼

近代編

馬・宮崎熊吉が工事委員、工事先遣りは寺村要助・野口盛太郎・横田久万丞、人夫取締りを岡本慎太郎・乾 浅平・森田駒太郎・田村元次・溝渕幾吾・横田光太郎と決め、約半年間苦心惨憺の結果、ようやく竣工することができた。

右のような経験から、東西両岸一組合結成の是非についての異論提議の結果と思われるが、明治三十三年東西両岸分離問題が起こる。その結果、

○高知県告示第百十七号

高知県香美郡物部川東岸片地村佐古村水害予防組合ヲ設置シ、佐古村長ニ之カ管理者ヲ命ス。

明治三十三年七月廿四日

高知県知事 渡辺 融

○高知県告示第百十八号

高知県香美郡物部川東岸吉川村三島村水害予防組合ヲ設置シ、吉川村長ニ之カ管理者ヲ命ス。

明治三十三年七月廿四日

高知県知事 渡辺 融

ということになり、東西両岸を分離し、さらに東岸は野市村を除く上流と下流で別個の組合が組織されたのである。「物部川東岸片地村佐古村水害予防組合」の責任区域および関係地を示すと次のとおりである。

区域 北片地村町田より、南深淵・十禅寺境までの堤防

関係地 町田分二町三反二歩、西佐古分二町三反二畝二歩、父養寺分二八町六反七畝一三歩、深淵分三三町八反八畝

一五歩

合計八七町六反八畝三二歩

人家 西佐古一戸、父養寺二戸、深淵一九戸

で、管理役場は佐古村役場、管理者同村長、議員一〇人、常任委員二人であった。以後明治四十一年四月十三日法律第五〇号で「水利組合法」が公布となり、さらに大正十五年六月法律第七九号で一部中改正の経過をたどる

が、まず片地村佐古村水害予防組合は右のような状態で水害程度の負担に耐えつつ明治・大正期を経過し、その組合解散は『佐古村史』に昭和八年六月十四日と記される。

野市中井(現上井)・下井の紛争

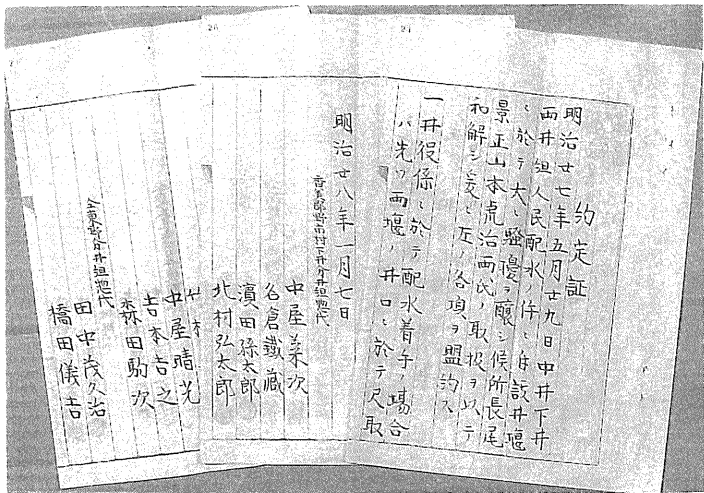
明治前期の野市井堰問題について「三野争議顛末と明治初期の水

論問題」の項で、明治十一年十一月井下全総代条約締結で一応落ち着いたことを記したが、本来下井は中井の余水をもつて養水とすることが原則とされ、「下井組旱水之節ハ都合ニ抛リ候テハ三ツ股分水処ニ於テモ相当ノ配水致」すよう当時の契約条文中に記されるが、実際水不足となった場合、中井筋優先配水の傾向は避けられず、下井農民の不満を解消することができなかった。

明治二十八年一月七日付け『約定証』(野市町役場蔵)と題する史料の冒頭に、

明治廿七年五月廿九日中井・下井両井組人民、配水ノ件ニ付該井堰ニ於テ大ニ騒擾ヲ醸シ候所、長尾景正・山本虎治両氏ノ取扱ヲ以テ和解シ、爰ニ左ノ各項ヲ盟約ス。

とある。この騒動状況については別に伝えるものがないが、恐らく下井農民が中井(現上井)堰を切ったことによる騒動発生と思われる。長尾景正・山本虎治両人の仲介斡旋があったとするが、約定締結が半年後の翌明治二十



約定証 (明治28. 1. 7) (『井堰関係文書綴』) 野市町役場蔵

八年一月七日であるのをみると、余程双方が強硬で難航し、したがって、騒動の大きさもうかがえるのである。

約定奥書には下井・西野・東野はもちろん、深淵・父養寺・大谷・西佐古・香宗村土居および中ノ村・三島村物部の内上岡・富家村新宮および中山田・片地村町田の全井下惣代四四人の連署押印があるが、その第一条に、

井役係ニ於テ配分着手ノ場合ハ、先ツ両堰ノ井口ニ於テ尺取シ、反別相当ノ分配ヲ為シ云々

とあって、従来下井は中井の余り水をもって養水とするとしていたものが、ここに至って初めて反別計算による配水とされることは注目すべきで、旧慣が逐次改められたことが確認される。また第二条に、

中井・下井両堰ニ於テ配水施行中暴行セシトキハ、明治十一年定約書第八条ニ基キ実行スル事。

とある。明治十一年定約第八条は、中井に定水越設置のことに付いて、県土木課員調査中で確定しないが、万一盟約を破った際は県調査中云々にかかわらず直ちに定水越を設置するという条項で、それを今回の約定に適用させ、配水中暴行があった際実行に移すということであるが、これは中井側農民に対する警告である。しかしこれに但し書を付して「井組関係人ト雖ドモ一個ノ所為ニ出デタルモノハ、事実ニ依リ井組ノ暴行ト認メズ」とあって、集団暴行のみ適用とすることは、なおあいまいさを感じるものである。それはともかくとして、この条項をみても、明治十一年、中井堰定水越設置について調査中とされたものが、それより一七年後に至っても設置が実現していなく、下井農民の激高も了解できそうである。土木課員調査まで進行していたことを考えれば、県もその必要性を認めたりえでの処置である訳で、これを大きく拒むものは、恐らく古来からの旧慣尊重を主張するいわゆる古格であったと思われるし、また、古格を破ることにより、新たな紛争発生を極度に恐れる為政者たちの逡巡^{とよ}が作用したものでなかったかと思われる。

この約定が事件発生後半年もの月日を費やしたことは、定水越設置が決定したにもかかわらず、一七年もの間放置されたことに対する下井農民の怒りが爆発した結果とみられるし、容易に和解に至らなかった理由であるう。しかし反別に応じた配水を受けられるに至ったことは、下井農民にとっては大いなる前進であったことには間違いない。

その後、明治三十三年六月次のような県指令が見える。

① 民香乙第三八四号

香美郡野市村下井普通水利組合

明治三十年十二月廿八日付民甲第三八四号ヲ以テ、其組合管理ニ属スル下井堰前管理者吉本磯丞へ許可シタル指令書中、假堰トアルヲ待堰ト訂正ス。

明治三十三年六月廿日

高知県知事 渡辺 融 (印)

② 高知県指令香甲第一〇〇号

香美郡野市村下井普通水利組合

本年五月十八日付野甲第五四号待堰間敷延長願ノ件、左記ノ通ヲ以テ聞届ク。

明治三十三年六月廿日

高知県知事 渡辺 融 (印)

一 延長スベキ待堰ハ長參拾四間ニシテ、明治三十年十二月二十八日付民甲第三四八号ヲ以テ下井堰前管理者へ許可シタル待堰北端ヨリ、上流ニ向ヒ百六十五度ヨリ緩ナラサル屈折ヲ以テ設置スルモノトス。

一 高及仕様ハ、既ニ許可ニ係ル接続ノ待堰ニ準ス。

一 工事着手・竣功ノ都度本庁へ届出ベシ。

以上

(野市町役場資料)

すなわち、明治二十七年定約後、下井は水利組合法により普通水利組合を組織し、管理者吉本磯丞名をもって仮堰設置を申請し、明治三十年十二月二十八日、許可になっている。さらに明治三十三年五月十八日仮堰延長を申請したところ、①史料では、既許可の仮堰が待堰と変更され、②史料で長さ三八間の待堰延長が認められてい

るのである。下井農民にとっては、たとえ待堰にしる永年の水苦労からの解放に安堵の思いをしたことである。ところが、明治四十四年八月十五日物部川洪水により、上下とも井堰が破壊されたが、同年九月十四日『土陽』には、

『新聞』には、

溝式変更陳情 香美郡野市村は上井・下井の二井あり。然るに下井は全村字深淵部内にて客月十五日洪水の爲め井堰決潰せしが、損害比較的大にして且つ是迄屢々如斯事あり全所通過は面白からざるより、下井関係民は此の際溝式を変更せんと之が爲め議を爲したるに、上井関係民は、其の変更せし敷地が上井流域の範囲内なれば不都合なりとて抗議を申込みたるが、尚県当局者に陳情せんものと、昨日関係民數十人県庁に押掛け、結局山崎友吉・全寅吾・乾 龜身衛・川野正義・大谷友七の五氏を委員として、柳瀬属に面会陳情する処ありたり。

とある。井堰決壊を機会に、従来の深淵井構は具合が悪いので溝式変更を計画したが、その溝式が上井地域内であるということの上井農民の反対に遭っている。この結果がどのように解決したかの史料を見ないが、三日後の同新聞では、下井流中深淵水越修築のため、物部川流域内片地村町田より三島村上岡の間において、量目二〇貫目以下の石材三六〇〇個採取を下井水利組合から郡長に認可申請した旨記しており、また翌明治四十五年三月十日の同新聞では、下井堰組合規約第三七条が次のとおり改正されたことが報ぜられている。

第三七条 組合費は第三条に掲ぐる区域内土地反別に賦課す。但水門より標柱(旧水越東見通し)迄に要する費用は組合一般に於て負担し、標柱以下突溜堰下迄に要する費用は、第三区及び第四区の組合地に於て負担するものとす。

これによると、上井農民の反対が強硬で溝式の全面改正には至らなかったが、「旧水越」の字句より判断すれば、若干の改正変更はできたのではないかと想像される。

以上散見史料で詳細は不明であるが、明治初期よりの経過をみれば、不満ながらも下井農民にとっては逐次良好状態に推移したといえそうである。しかしその間の渇水期には、大なり小なりの水騒動が繰り返されたことは

想像に難くない。

東佐古上分 溜池構築

旧佐古村全体からみると、西南部は平野で父養寺井・上井・鳥川等の灌漑があり、地味も肥沃で良田が多かったが、西佐古部落上段および東佐古上分地区は水利の便が悪かった。西佐古は藩政期に字奥ケ内に奥の池(面積五反歩)、明治初年ごろさらに築池(面積一反歩)を造り、谷川の泉や雨水をためて、不足がちなながらもどうかしのいでいた。しかし東佐古上分地区はおおむね山岳地帯で、耕地も狭隘な谷間に散在し溪泉によりようやく灌水を得ていた状態で、古来よりしばしば被害を受ける土地柄であった。殊に明治二十六年六月二十四日〜八月四日、翌二十七年六月二十四日〜七月二十一日、同月二十五日〜九月一日の間は全く降雨がなく、地面が裂けるような早ばつが続いたのである。

農民は神社に雨乞いの祈願をするし、またわずかの谷川の水をくんで灌水したが、焼くがごとき地面には全く効果はなく、稲は枯れ、変じて原野と化し、ために家計を失い、家潰れ者が続出する有り様であった。ここに至り部落有志協議の結果、用水池構築を決定して部落民に諮ったところ、ときあたかも日清戦争中で諸種の意見が続き一時難航したが、ついに東山谷に構築と決し、

新池と命名することとなった。

国吉辰三郎・永森徳馬兩人代表となり、明治二十七年十一月九日、県庁に出頭して新池構築請願書を提出し、翌二十八年二月に起工、三十年四月八日丸二七カ月を要して竣工することができた。延べ出役人数四六五人、工事費として米三〇二石一斗を要している。発起人および工事委員に国吉辰三郎・松

第三章 明治後期の政治と社会



新池建設記念碑 野市町東佐古上分

近代編

岡孫太郎・永森吉馬・同徳馬・入野春次・永森盛蔵・同貞吾・池田銀太郎の名が見える。

これによって東佐古上分農民は大いなる恩恵に浴することができ、工事に要した出役や費用調達の労苦も報われたが、もともと同地区は谷川の水が龍河洞のような石灰洞を通過する際、洞内にある無数の小孔に貯水される関係で、比較的枯渇しなく、旱水時でもある期間の水源となったものであるが、徹底的な旱ばつに見舞われて、全くの困窮状態に遭遇しての発企であったのである。

注

- 1 『物部川の解剖』六三ページ。
- 2 青木虹二『明治農民騒動の年次的研究』年表所収。
- 3 大正十一年高知県告示第三五七号。
- 4 明治二十七年十一月十日『土陽新聞』。

第五節 水利問題

西佐古溜池
構築

古来より西佐古部落上段には灌漑かんがい河川がなく、谷間の泉や雨水に頼る状況であったが、藩政期に字奥ケ内に奥の池（面積五反歩）を築造し、さらに明治初年ごろ面積一反歩の溜池たまりを増築したが、それでも明治二七、八年ごろのかんばつ等で大被害を受け、収穫皆無の惨状をみるに及ぶ状況であった。ことに大正後期の養蚕不況から桑園を廃止して水田に変換し、また二期作開始等で灌漑用水需要は多くなる一方で、深刻な問題として対策が望まれていたのである。

当時部落総代の島崎 新は部落総会に諮り、昭和七年西佐古耕地整理組合を設立して、時局ときょう匡救事業として新溜池を構築することが決議され、総工費六千六百余円を投じ、翌八年四月竣工した。当時組合役員は、組合長島崎 新、副組合長岩元貞義、評議員吉永貞吉・岩井 清・岡村茂樹・入野金太郎・西村道間・山中茂太郎で、西佐古部落の稲作は合計三溜池により灌漑用水が確保され、かん害からようやく解放されるに至ったのである。

山田上井仮堰補
強工事反対事件

昭和七年八月二日、野市町長中屋弼馬、野市上井堰代表上窪久万治・乾 勘治・水田清馬・浜田武久、野市下井堰代表野口盛太郎・野崎茂久治・有沢繁松・乾 佐之助・安弘 登の一〇人は、山田堰野市水越および山田上井堰を視察した。

これは山田上井堰の補強工事を実施しているとの情報を得て、その実態を調査するものであった。果たして

濡筋ぬぢを西岸に近い所に設け、しかも四間の開放部は堰止め作業を実施して、従来の慣行を無視した状態を確認、直ちに高県土木課に出頭して絶対反対の異議陳情を行った。これに対し、県側は旧記録の調査等を口実として後日面談ということになり、いったん辞去したが、重ねて八月四日に町長および上井堰側が上窪、下井側が野口の三人で土木課に出頭、談判を試みたが県側の意見は、

- 1 山田堰表仮堰工事の許可設計より寧ろ不完全なり。
- 2 仕上り工事は中流に約四間幅の開放箇所あり。
- 3 仮堰の西端に在る四間の開放部及び中流の開放部より現に二筋の水尾筋を河面に描きあるが、其の方向は孰れも野市水越に向ひ最有利の形勢にあり。
- 4 県に於て今日迄発見したる記録によれば、川面全部横断の仮堰工事は大正四年頃より既に施行せる事実あり。随て現在許可しある仮堰工事は全く旧来の慣行を無視したるものとは謂ひ難かるべし。尚精査を要するが故に、町に於ても正確なる旧記を提出せられんことを望む。

〔野市町上井普通水利組合資料〕

ということ、ひとまず町長以下は県庁を辞し、なお実地視察の必要を認めて帰途山田堰に至り、工事状況がほぼ県の説明と大差ないことを確認した。しかし過日来の降雨で物部川の水位が相当高いので、現況においては二条の水尾筋は野市水越に有利のようであるが、減水時の状況いかに懸念されるところで、減水時を見計らい再度実地調査の必要ありとして一応帰町した。結果としては、この時点では一応県の説得に屈し引き下がった状況に終わったが、なお問題を将来に残したものであった。

以後町および水利組合において仮堰に関する旧記の調査を行ったが、野市側としてはそれに関するものは残存していなかったと見え、町長は片地村や大楠植村に向き調査を行ったことが記録されている。また流下する水量調査を徹底的に実施し、仮堰存在による下流域への影響調査等を行って、山田堰に対する下流域井堰としての

永遠なる対策樹立をめぐむ処置を講ずるが、二年後の昭和九年のかんばつ時に再びこの仮堰問題で紛議が発生するのである。

昭和九年か
んばつ紛争

昭和九年七、八月はかん天続きで異状湧水に見舞われた。「湧水時の記録」(野市町上井堰普通水利組合資料)によると、八月四日中屋野市町長は野市上井堰の視察に赴き、たまたま来合わせた水

利委員都築ほか六人と共に山田堰状況を視察したところ、昭和七年に問題とされた山田上井堰が全面(せし)をもちて堰通してあるのに驚き、山田堰組合長窪田龜喜に蓆撤去を申し込んだ。窪田は明日後免町土功組合議事堂の会談を約したため、五日に野市町長および委員が同議事堂に出向き談判したが、窪田らは「堰蓆取除けの議は応諾すること能はず」との回答で物別れとなった。

翌六日野市町長と委員は県土木課に出頭、山田上井堰の蓆堰通し撤去の諭示方を陳情した。県は窪田組合長を招いて野市側陳情の主旨を伝えて善処方を要望すると、窪田は妥協の余地をほめかし帰ったというところで、野市側はその言を奇怪とし、県調査の粗略を迫及して現地調査を要求する。結局翌八日係官が湧水状況および堰調査を行うが、前夜来物部川水源地方に降雨があつて急に水位が一尺二寸増水となり、山田堰および野市堰のみの調査を行い、野市方面の湧水状況調査は中止して帰高した。

八月十三日野市側は上・下両井合同会議を開き、対山田堰運動の経過報告と今後の方針を協議した結果、重ねて県に陳情と決し、同月十八日町長および委員三人で岸田県土木課長・大野技師に面会したところ、課長は山田堰側に妥協の誠意が認められるにつき、今一応の直接交渉の勧告を行う。野市側は山田堰側の言行不一致を述べ、その言は信を置き難いが、せつかくの勧告につき交渉を行うが、もし山田堰側が交渉に応じない場合は、県において相当の処置を執行するとの課長の言質を得て、山田堰側と交渉した。しかし案の定、全く不成功に終わった。

そこで、野市側は課長に右経過を報告して県の強硬処置方を迫り、課長も山田堰側に諭示を行ったが説き伏せるに至らず、十九日に同課長は技術員を従えて現地調査を実施した。

八月二十日に至り、県会議員池田頼信および香美郡民政派領袖公文啓資(野市町)が事件仲裁に奔走し、それによる県の動きもあつたが、八月二十二日野市町長および水田・山本・島内の野市側委員は、県の処断要請と仲裁者幹旋の緩慢を訴えて坂間知事に陳情する。知事は「仮堰問題は他日に譲り、目下水量を現在より比較的多量に受け入れることで円満解決としてはいかが」との提言があつた。野市町長は、山田堰側は口に共存共栄を唱える傍らにおいて、精神面では我田引水のみを考えているゆえんを具体的に説明して、その不信の点を指摘し、あえて屈辱して不当な少量の水を得んがために哀願するものに非ざるため、仮堰根本問題は他日に譲るとも、蓆堰等許可外工作の違反行為に対し、県は許可権または監督権を行使して厳正公平の処置を執行すべきであると強硬意見を披瀝し、なお同行委員と協議のうえ答申すべきを上申し、後刻知事官舎に至り、

現在ノ堰方ニ依テ上井堰ニ必要ナル水量ヲ与ヘ、而シテ其ノ余水ヲ仮堰ノ下ニ落ストノ閣下ノ御言明ハ謹テ之ヲ拜承ス。

此ノ方法ニ依レバ、野市堰ニ得ラルベキ水量ハ極メテ微少ナルヲ以テ、実質的ニ収獲ナキモノト認ム。而シテ現在ノ仮堰ヲ其ノ仮存置スルニ於テハ、形式的ニ永久ニ此ノ堰ヲ是認スルノ結果トナリ陳情ノ趣旨ニ反ス。仍テ県ヨリノ御提示ハ全然之ヲ返上ス。

との答申書を提出して、さらに善処を要望した。

こうした情勢のなかにも、山田堰側・野市側に不穏な空気があり、警察では騒動発生を極度に恐れ厳重警戒態勢に入るが、次の史料をみよう。

○ 野市・吉川の農民集合、分水問題で赤岡署警戒

香美郡山田堰分水問題で、野市・吉川方面農民は廿一日正午頃から続々片地村へ参集し形勢たゞならぬため、赤岡署では

非常召集を行ひ万一を警戒している。

○ 再対策を講ずる、万一を警戒

(山田堰) 組合側委員は、午後十一時より後免町組合議事堂にて緊急委員会を召集し、深更まで激議し再対策を講じ二十三日に持越すこととなった。一方山田堰現場には万一の形勢不穩を慮り、山田署員総動員し提灯明りにて徹宵警戒に努めつつあるが、目下のところ平穩である。

〔高知新聞〕昭和九・八・二三及び二四

こうした一触即発の状況下、県側の調査や説得工作、または野市側代表者の陳情運動、山田堰側の対策会議、仲裁者の斡旋等が八月二十三日より二十七日まで積極的に行われた。なかでも土木課長は山田堰に至り仮堰中央部に切開けを指示するが、窪田組合長と意見が合わず、組合総会を招集して再議するということで徹宵協議が行われ、翌日午後ついに県方針に従うという一幕もあった。

八月二十八日仲裁者は野市町長の出高を促し、ともに知事に最後の処断を迫ったところ、知事は「仮堰の西方の切下げ十五尺に接続して、河心に向い更に十二尺を切り広げたるを以て、今回は之を以て満足せよ。目下これ以上の措置は到底望み難し」といい、さらに山田堰側の立場に対する説明があり、これに付言して、かねて野市側に計画中の揚水機設置について若干の県費補助を行うとの言明があった。野市町長もやむなく一応了承し、揚水機補助費二割五歩ないし三割を受けることの交渉成立をもって、最悪事態に至らずして解決をみる事ができたのである。

ところで物部川水流に依存するのみではこの渇水時乗り切りは不可能とみた野市農民は、既述のような山田堰問題陳情と併行して補助井戸掘削を行った。すなわち、

香美郡野市町上井・下井水昨今またまた著しく減水し、下井にあつては二ヶ所の給水井戸を新設し給水しているが、この

頃は番人を置き公平に配水している。

〔高知新聞〕昭和九・八・一八

とあつて、渇水に苦しむ農民の状況がうかがえるが、さらに史料的には四件の補助井戸設置と発動機による揚水の陳情書が見える⁽¹⁾。いずれも下井地区のもので、二番稲がまさに枯死に瀕せんとする惨状が切々と陳述され、上流からの余水利用の道を断たれ、もちろん降雨の期待できない現状において、切羽詰まった苦衷が鮮やかに表現されている。

発動機については、すでに下井普通水利組合で二機購入が議決され、野崎茂久治が委員となり大阪で購入し、八月七日に帰町の記事が見える⁽²⁾ので、下井地区にあつてはこうした対策が早くから講ぜられていたことが知れるが、発動機購入に県費補助金交付決定とともに、その設備に拍車がかけられたものと考えられる。この際こうした対策が講ぜられたことは、全般的状況に鑑みた絶対的非常措置に外ならないが、水不足の際における機械力による地下水くみ上げという、従来にない画期的なもので、とくに下井農民にとっては将来に大きな期待の持てるものであったのである。

ところで昭和十四年三月九日、山田上井仮堰存置が高知県指令第三八一〇号で、期間昭和十一年四月一日から昭和二十一年三月三十一日まで追認の形で許可されたのに対し、従来この仮堰存在に反対する野市町長から県知事あてに許可取消申請書が出ている⁽³⁾が、その結果の史料は見当たらない。多分正式に県指令が出されたものを取り消すことは、再び紛争を引き起こす原因ともなるので、取消指令は出なかったものと思われる。